

# 資 料

- 資料 1. 会員名簿
- 資料 2. 組織図
- 資料 3. 役員・委員会名簿
- 資料 4. 主要会議



## 〔資料 1〕 会 員 名 簿

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
I G 証 券 (株)	代表取締役社長 アレグザンダー・ チャールズ・フレド リック・ハワード	〒105-7110 東京都港区東新橋 1-5-2
(株) ア ス テ ム	代表取締役社長 阿 竹 康 之	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31
(株) アルフィックス	代表取締役社長 藪 本 浩	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島 1-15-2
今 村 証 券 (株)	代表取締役社長 今 村 九 治	〒920-0906 石川県金沢市十間町 25
EVOLUTION JAPAN(株)	代表取締役会長兼社長 ジョン・フー	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-7-29
岡 藤 商 事 (株)	代表取締役会長 古 田 省 三	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16
岡 安 商 事 (株)	取 締 役 社 長 姫 野 健 一	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-3-8
カ ネ ツ 商 事 (株)	代表取締役社長 塩 飽 誠	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
K O Y O 証 券 (株)	代表取締役副会長 村 上 久 広	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-13-2
(株) コムテックス	代表取締役社長 有 馬 誠 吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-10-14
(株) さくらインベスト	代表取締役社長 宮 井 智 浩	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 2-6-8
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 依 田 年 晃	〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-2
新 日 本 商 品 (株)	代表取締役社長 堀 川 貢 司	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-14-13
セ ン ト ラ ル 商 事 (株)	代表取締役社長 村 上 公 成	〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-1
第 一 商 品 (株)	代表取締役社長 落 岩 邦 俊	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 9-1
大 起 産 業 (株)	代表取締役社長 田 中 弘 晃	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13
日 産 証 券 (株)	代表取締役相談役 二 家 勝 明	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-11
ニューエッジ・ジャパン証券(株)	代表取締役社長 キョーム・ビュアチエル	〒100-8206 東京都千代田区丸の内 1-1-1
(株) フ ジ ト ミ	代表取締役社長 細 金 英 光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5
フジフューチャーズ(株)	代表取締役社長 別 府 圭 一	〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-3
プ レ ミ ア 証 券 (株)	代表取締役社長 三 日 市 理	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釵 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
豊 商 事 (株)	代表取締役会長 多 々 良 實 夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-12
楽 天 証 券 (株)	代表取締役社長 楠 雄 治	〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1
ローズ・コモティティ(株)	代表取締役社長 榎 原 秀 一	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2-12-5

以上 26 社

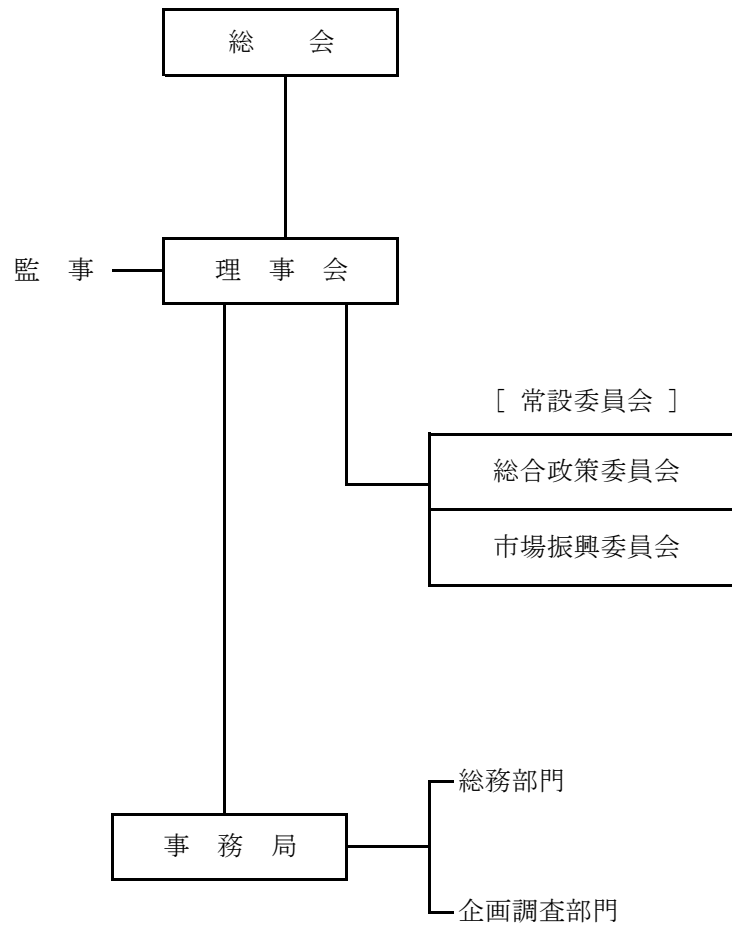
【 準会員 】

(準 会 員 名)	(会員代表者名)	(所 在 地)
日本商品投資顧問業協会 会	長 本 多 弘 明	〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2
日本フィナンシャルセキュリティーズ㈱	代表取締役会長 古 田 省 三	〒104-0033 東京都中央区新川 2-12-16

以上2社

[ 資料 2 ] 日本商品先物振興協会 組織図

(平成28年3月31日現在)



## 〔資料 3〕 役員・委員会名簿

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

### 1. 役員

会長	岡地 和道	岡地(株) 社長
副会長	多々良 實夫	豊商事(株) 会長
常務理事	杉原 吉兼	会員外
理事	有馬 誠吾	(株)コムテックス 社長
理事	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授 (会員外)
理事	二家 勝明	日産証券(株) 相談役
理事	古田 省三	岡藤商事(株) 会長
理事	細金 英光	(株)フジトミ 社長
理事	村上 久広	KOYO証券(株) 副会長

以上 9 名

監事	成道 秀雄	成蹊大学経済学部 教授 (会員外)
監事	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
監事	依田 年晃	サンワード貿易(株) 社長

以上 3 名

### 2. 相談役

相談役	下山 彌壽男	会員外
相談役	多々良 義成	豊商事(株) 相談役

以上 2 名

### 3. 常設委員会

#### 総合政策委員会

委員長	岡地 和道	岡地(株) 社長
委員	河島 毅	日産証券(株) 顧問
委員	多々良 孝之	豊商事(株) 専務
委員	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
委員	村上 久広	KOYO証券(株) 副会長

以上 5 名

#### 市場振興委員会

委員長	青山 秀世	日産証券(株) 副社長
副委員長	安成 政文	豊商事(株) 社長
委員	阿部 信一郎	(株)コムテックス 常務
委員	大橋 正直	EVOLUTION JAPAN(株) 取締役
委員	落岩 邦俊	第一商品(株) 社長
委員	姫野 健一	岡安商事(株) 社長
委員	依田 年晃	サンワード貿易(株) 社長

以上7名

#### 4. 小委員会

##### ネット取引拡大検討小委員会

委員長	梨本孝行	岡安商事(株) 経営企画本部長
委員	近藤益生	岡地(株) 取締役管理本部長
委員	野呂桂一	岡藤商事(株) 総合企画部 次長
委員	田島信一朗	(株)コムテックス 営業企画部 部長
委員	大場良博	サンワード貿易(株) 営業推進部 部長
委員	宮沢得康	(株)東京商品取引所 広報部 部長
委員	東芳明	日産証券(株) 市場部長
委員	五味学	北辰物産(株) オンライン事業部 次長

以上8名

## 〔資料4〕主要会議

### 1. 総会等

#### (1) 通常総会

第16回 日 時 平成27年6月17日（水） 14：30～15：00  
議 案 1. 平成26年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

#### (2) 臨時総会

第18回 日 時 平成28年3月16日（水） 15：00～15：25  
議 案 1. 平成28年度事業計画（案）について  
2. 平成28年度収支予算（案）について  
3. 平成28年度の会費の額（案）について  
4. 任期満了に伴う役員の選考方法等について  
その他

### 2. 理事会

第111回 日 時 平成27年5月26日（火） 12：00～12：50  
議 案 1. 副会長の選任について  
2. 平成26年度事業報告（案）及び収支決算（案）について  
3. 「東京ゴールドスポット100」に係る定率会費の取扱いについて  
4. 通常総会の開催について  
その他（報告事項）  
(1) 市場活性化に係る当面の具体的取組みについて  
(2) 第191回消費者委員会本会議（平成27年5月19日開催）の概要について  
(3) 会員の異動等について

第112回 日 時 平成27年7月21日（火） 12：00～12：55  
議 案 1. 平成28年度税制改正要望（案）について  
2. 8月以降の東京ゴールドスポット100の定率会費について  
その他（報告事項）  
(1) 第191主務省説明会（平成27年6月12日開催）における質疑応答の概要について  
(2) 2号・3号勧誘に係る主務省Q&Aについて  
(3) 第12回市場振興委員会（平成27年7月14日開催）の議事概要について  
(4) 判例集の作成について  
(5) 会員の異動等について

第113回 日 時 平成27年9月15日（火） 12：00～12：50  
議 案 1. 金取引総合パンフレットについて  
2. 会員主催セミナーへの協賛について



		その他（報告事項）
		(1) 株・デリバティブの一体課税について
		(2) 普及啓蒙事業の実施状況等について
		(3) 会員の異動及び理事会開催日程について
第114回	日時	平成27年11月17日（火） 12：00～12：50
	議案	1. 理事の補選について
		2. 特定個人情報取扱規定の制定について
		その他（報告事項）
		(1) 平成28年度税制改正要望の状況について
		(2) 第13回市場振興委員会（平成27年11月12日開催）の議事概要について
		(3) 会員の異動及び理事会等の開催日程について
第115回	日時	平成28年1月26日（火） 12：00～12：45
	議案	1. 平成28年度の取組課題（案）について
		その他（報告事項）
		(1) 平成28年度税制改正要望の結果について
		(2) みんなの現状について
		(3) みんな株スペシャルセミナーの概要について
		(4) 会員の異動及び理事会等の開催日程について
第116回	日時	平成28年3月1日（火） 12：00～13：00
	議案	1. 平成28年度事業計画（案）について
		2. 平成28年度収支予算（案）について
		3. 平成28年度の会費の額（案）について
		4. 任期満了に伴う役員を選任方法等について
		5. 臨時総会の開催（案）について
		その他（報告事項）
		(1) 寄附講座（青山学院大学法学部）の実施結果について
		(2) 会員の異動及び今後の会議日程について

### 3. 常設委員会

#### 市場振興委員会

第12回	日時	平成27年7月14日（火） 14：00～15：30
	議題	1. 市場振興委員会の検討課題について
第13回	日時	平成27年11月12日（木） 14：00～15：30
	議題	1. 普及啓蒙に係る取組の状況について
		2. その他

#### 4. その他

##### 勧誘規制の見直しに伴う主務省Q & A及び自主規制ルールに関する説明会

日 時 平成27年6月12日（金） 9：15～11：45

- 議 案
1. 主務省Q & Aについて（主務省）
  2. 受託契約準則の改正について（株式会社東京商品取引所）
  3. 自主規制ルールの改正について（日本商品先物取引協会）
    - (1) 勧誘規制の見直しに関する対応状況について
    - (2) 「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の改正概要について
    - (3) 不都合行為者制度の見直しについて
  4. その他

以上

[ 資料 5 ] 総務関係資料



平成 27 年度事業計画

1. 商品先物市場の活性化・流動性拡大に向けた取組
  - (1) 金融取引経験者を対象にした投資家向けセミナーの開催  
不招請勧誘規制の見直し及び金限日取引の開始により市場参加が期待される F X 投資家等金融取引経験者をコア・ターゲットとした投資家向けセミナーを、地方都市も含め、継続的に開催する。
  - (2) 金限日取引の普及啓蒙  
平成 27 年 5 月から取引開始予定の金限日取引の利用促進及び取引活性化を図るため、東商取と連携してプロモーション活動を推進する。
  - (3) 「みんなのコモディティ」のコンテンツのさらなる充実  
「みんなのコモディティ」を商品先物取引のポータルサイトとして位置付け、広く投資家に向けて商品先物取引の認知度向上、商品市場への参入促進を図るため、入門コンテンツや実践的コンテンツを追加する。
  - (4) 商品投資をプログラムに組み込んだセミナー・イベントへの協賛
2. 会員の営業活性化に向けた取組
  - (1) 新たな規制環境下における営業の促進  
新たな不招請勧誘規制の施行後における適正な営業推進と取引振興策について検討を行う。
  - (2) 会員ホームページ用コンテンツの提供  
会員のホームページ上のコンテンツ強化に資するため、本会と東商取が共同で会員の利用ニーズに合うコンテンツを作成し、自社ホームページでの利用を希望する社に提供する。
  - (3) 金限日取引の営業支援  
金限日取引に係る会員の営業活動に資するよう、パンフレット等を電子ファイルにより会員に提供する。
  - (4) 外務員向けセミナー（市況講演会）の開催（継続事業）  
前年度に引き続き、主要銘柄の価格変動要因等について、取引所と連携して外務員向けのセミナーを継続して開催する。
3. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組（継続事業）  
個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、引き続き、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。
4. 商品先物取引の認知度向上への取組
  - (1) 「みんなのコモディティ」の共同運営（継続事業）
  - (2) アンテナショップの運営協力
  - (3) 投資クラブ等を対象とした講師派遣（継続事業）
  - (4) 大学における寄付講座の開講（継続事業。青山学院大学、明治学院大学、多摩大学の 3 校）
5. その他（継続事業）  
協会ホームページ等を活用して、商品先物取引に係る知識、及び協会における取組、会議資料等を掲載し、広く投資家・会員等に対し適時に情報を発信する。

平成 28 年 度 事 業 計 画

1. 商品先物市場の活性化・流動性拡大に向けた取組

(1) 投資家向けセミナーの開催・協賛

商品投資に関するプログラムを主体としたセミナー・イベントを取引所等と共同で開催し、又は協賛することにより、多様な投資家層への普及啓蒙を行う。

特に、商品先物取引における個人投資家の裾野拡大を図るため、金融商品まで話題にできる講師を選定する等により、商品先物取引の潜在的顧客層である株・投信・FX等の金融取引投資家層の呼び込みを図る。

(2) メールマガジンによる普及啓蒙

上記セミナー来場者の商品投資への関心を持続させ、取引参加への動意付けにつなげるため、セミナー会場等において本会にメールアドレスを登録した者に対して、会員が実施するセミナー等の情報及び主要銘柄の市況情報等を記載したメールマガジンを定期的に送信する。(継続)

また、今後読者数が増大しても対応できるよう、情報の収集・メールマガジンの成形・配信といった一連の作業フローのシステマ化を検討する。

(3) 新規商品の普及啓蒙

白金限日取引、オプション取引等相場が予定されている新規商品の認知度向上及び取引活性化を図るため、東商取と連携してプロモーション活動を展開する。

(4) 「みんなのコモディティ」のコンテンツのさらなる充実

商品先物取引の総合ポータルサイトとして運用している「みんなのコモディティ」を通じて広く投資家に商品投資への参入を促すため、新たに金、原油など主要上場商品の特性・価格変動要因・情報収集の方法等のほか、商品投資におけるリスク管理手法、テクニカル分析等の実践的なコンテンツを追加する。

(5) 協会ホームページの充実

平成 27 年度事業において会員のホームページ用に提供したコンテンツ(商品先物取引の機能・しくみ、上場商品の価格変動要因等)を活用するほか、投資家の興味を喚起するコンテンツの拡充を図る。

2. 会員の営業活性化に向けた取組

(1) 新規商品の営業支援

白金限日取引、オプション取引に係る会員の営業活動に資するよう、パソコンレット・ホームページ用コンテンツ等を作成し、電子ファイルにより会員に提供する。

(2) 外務員向けセミナー(市況講演会)の開催(継続)

主要銘柄の価格変動要因等上場商品に関する知識の向上に資するよう、取引所と連携して外務員向けセミナーを継続して開催する。

(3) 会員セミナーへの協賛(継続)

会員の啓蒙活動を支援するため、会員各社が実施するセミナーに対し、要請に基づき本会が協賛し、当該セミナーを協会ホームページで告知する。

3. 望ましい金融所得税制の実現に向けた取組(継続)

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、引き続き、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制(金融所得課税の一体化)の早期実現に取り組む。

4. 商品先物取引の認知度向上に関する取組

(1) 「商品先物取引入門(改訂版)」の刊行

(2) 商品先物取引裁判事例集の刊行

(3) 「みんなのコモディティ」の共同運営(継続)

(4) 投資クラブ等を対象とした講師派遣(継続)

(5) 大学における寄付講座の開講(青山学院大学、明治学院大学)

5. その他(継続)

協会ホームページ等を活用して、商品先物取引に係る知識、及び協会における取組、会議資料等を掲載し、広く投資家・会員等に対し適時に情報を発信する。

## セミナー等への協費に関する取扱細則

(目的)

第1条 この規則は、定款第4条第4号に規定する広報等事業に関連して、日本商品先物振興協会（以下、「協会」という。）が会員等の実施するセミナー等に協費する場合の取扱いを定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「会員等」とは、協会の会員及び準会員をいう。
- ② 「セミナー等」とは、セミナー、シンポジウム、フォーラム、ワークショップ、講演会、講習会、勉強会、その他名称の如何を問わず、商品デリバティブ取引の普及啓蒙を目的とした会合（インターネットで公開するウェブセミナーを含む。）をいう。
- ③ 「協費」とは、協費、後援、その他名称の如何を問わず、協会がセミナー等の趣旨に賛同し、協費者に協会の名称を使用することを許諾することとをいう。

(協費の申請)

第3条 会員等は、セミナー等に協会の協費を受けようとするときは、協会に対し、別に定める「セミナー等への協費申請書」を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- ① セミナー等で講演する者の役職名及び氏名または名称並びに演題
- ② 告知の方法及び告知書面又はこれに類するもの

(申請の承認)

第4条 協会は、前条の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、申請に係るセミナー等への協費を承認するものとする。

- ① セミナー等の内容が商品デリバティブ取引の普及啓蒙に資するものであること。
- ② 申請を行った会員等が、協会が協費の承認を行う日において主務大臣

による業務停止命令若しくは日本商品先物取引協会による会員の権利の停止又は制限の期間中でないこと

- ③ その他、協会が協費するに相応しくない事情がないこと。

(協会ホームページでの告知)

第5条 協会は、協費を承認したセミナー等を協会のホームページで告知するものとする。

(協会の名称の使用制限)

第6条 会員等は、協会の名称を、協会が協費を承認したセミナー等以外の他の目的で使用することはできない。

(申請の変更等)

第7条 会員等は、第3条の協費申請書を協会に提出した後に、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに協会にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の変更等の事情により、協費を承認したセミナー等が第4条各号の一に適合しないこととなったときは、協会は協費の承認を取り消し、その旨を当該会員等に通知するものとする。

附 則

本細則は、平成27年9月15日から施行する。

## 特定個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の定めるところにより、日本商品先物振興協会（以下「協会」という。）における特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、もって特定個人情報の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により指定される番号をいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報ファイル」とは、特定個人情報の集合物であつて、一定の方法により整理、分類することにより容易に検索可能な状態にあるものをいう。
- (5) 「本人」とは、特定個人情報等によって識別される特定の個人をいう。

### (事務取扱責任者)

- 第3条 協会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、事務取扱責任者を置く。
- 2 事務取扱責任者は事務局長をもってこれに当てるものとする。
  - 3 事務取扱責任者は次に掲げる職務を所掌する。
    - (1) 特定個人情報ファイル及び本人確認書類の写しの保管
    - (2) 事務取扱担当者による特定個人情報の利用申請の承認
    - (3) 特定個人情報の利用記録の管理

- (4) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修
- (5) その他特定個人情報の安全管理に関する事項

### (事務取扱担当者)

- 第4条 協会は、次条第1項各号に定める事務を行わせるため、その取り扱う事務及び特定個人情報の範囲を定め、事務取扱担当者を置く。
- 2 事務取扱担当者は、前条に定める事務取扱責任者が指名した者をこれに当てるものとする。

### (利用目的)

第5条 協会は、特定個人情報を次の各号に掲げる事務（以下、「個人番号関係事務」という。）の遂行に限り利用するものとする。

- (1) 給与所得・退職所得の源泉徴収票の作成及び税務署への提出に係る事務
  - (2) 報酬・料金等の支払調書の作成及び税務署への提出に係る事務
  - (3) 給与支払報告書の作成及び市区町村への提出に係る事務
  - (4) 雇用保険届出書類の作成及びハローワークへの提出に係る事務
  - (5) 健康保険届出書類の作成及び健康保険組合への提出に係る事務
  - (6) 厚生年金保険届出書類の作成及び日本年金機構への提出に係る事務
- 2 前項の規定にかかわらず、協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項各号に規定する利用目的の範囲を超えて特定個人情報を取り扱うことができるものとする。

### (利用目的の通知)

- 第6条 協会は、個人番号の提供を受けようとするときは、本人に対し、あらかじめ、提供を受ける個人番号の利用目的を通知するものとする。
- 2 協会は、前条第1項第1号の利用目的を変更したときは、遅滞なく、変更した利用目的を本人に通知するものとする。

### (個人番号の取得及び本人確認)

第7条 協会は、個人番号の提供を受けるときは、本人から個人番号を記入した



書類の提出を受けるとともに、次の各号のいずれかの書類の提示を受ける方法により、個人番号の確認及び本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 通知カード及び通知カード記載事項がその者に係るものであることを証する書類
- 2 前項の個人番号の提供を郵送により受け付ける場合には、事務取扱責任者あての簡易書留郵便により、個人番号を記入した書類及び前項各号のいずれかの書類の写しの送付を受けけるものとする。

#### (特定個人情報ファイル等の保護)

第8条 協会は、特定個人情報ファイルを作成したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める保護措置を講じなければならない。

- (1) 特定個人情報ファイルが紙媒体の場合 事務所内の金庫での保管
- (2) 特定個人情報ファイルが電子媒体の場合 パスワードの設定
- 2 協会は、個人番号関係事務に関し個人番号を記載した書類及び前条第2項に定める書類の写しを受領したときは、前項第1号に定める保護措置を講ずるものとする。

#### (特定個人情報の利用場所の制限)

第9条 特定個人情報及び特定個人情報ファイルは協会の事務所内においてのみ利用するものとし、特定個人情報及び特定個人情報ファイルを事務所の外に持ち出すことを禁止する。

- 2 個人番号関係事務に関して特定個人情報を記載した書類を提出するときは、封緘して発出しなければならない。

#### (特定個人情報の利用記録)

第10条 事務取扱担当者は、特定個人情報を利用したときは、別に定める利用記録簿に次に掲げる事項を記載し、遅滞なく、事務取扱責任者に報告するものとする。

- (1) 利用年月日
- (2) 利用目的

- (3) 特定個人情報に係る本人の氏名
- (4) 事務取扱担当者の氏名

#### (第三者への提供の禁止)

第11条 協会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しない。

#### (特定個人情報の削除・廃棄)

第12条 協会は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合には、事務取扱責任者が特定個人情報を速やかに廃棄又は消去するものとする。ただし、文書保存年限が到来する前に個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合には、個人番号を復元できない程度にマスキング又は消去したうえで、当該文書を保管しなければならない。

- 2 協会は、特定個人情報を廃棄又は消去した場合には、廃棄又は消去した記録を保存する。

#### (特定個人情報の開示)

第13条 協会は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報に係る個人データについて開示（当該本人が識別される特定個人情報に係る個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認したうえで、当該本人が開示を求めた範囲内で遅滞なくこれに応じる。

### 附 則

この規程は、平成27年11月17日から施行する。

